

為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

第十章 雑則

（新設）

第十章 雑則

(実施規定)

第九十条 この法律の規定(第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第九十八条までにおいて同じ。)による免許、許可又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令・厚生労働省令で定める。

(届出事項)

第九十一条 (略)

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る

(実施規定)

第九十条 この法律の規定(第九十四条第一項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第九十八条までにおいて同じ。)による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令・厚生労働省令で定める。

(届出事項)

第九十一条 (略)

(新設)

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項

部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第二十四条から第二十六条まで(報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七条の二(財務大臣への協議)並びに第五十七条の四第一項(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十七条の四第一項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可

及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第二十四条から第二十六条まで(報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七条の二(財務大臣への協議)並びに第五十七条の四第一項(財務大臣への資料提出等)の規定は金庫について準用する。

2 前項の場合において、銀行法の規定(同法第五十七条の四第一項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第十九条第一項及び第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(新設)

（並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。

（新設）

以下同じ。」が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（財務大臣への通知）

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十一条第一項（届出事項）の規定による届出（同項第六号に係るもののうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 （略）

二 第六十二条第三項（合併及び事業等の譲渡又は譲受け）の規定又は第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。）第三十七条第一項

（財務大臣への通知）

第九十六条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十一条（届出事項）の規定による届出（同条第六号に係るものうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 （略）

二 第六十二条第三項（合併及び事業等の譲渡又は譲受け）の規定又は第九十四条第一項において準用する銀行法（以下第九十八条までにおいて「銀行法」という。）第三十七条第一項（同項第一

(同項第一号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三・四 (略)

(権限の行使)

第九十七条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、銀行法第二十四条第一項若しくは第二項(報告又は資料の提出)、銀行法第二十五条第一項(銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(若しくは銀行法第二十五条第二項(立入検査)又は銀行法第五十二条の五十三(銀行代理業者による報告又は資料の提出)若しくは銀行法第五十二条の五十四第一項(銀行代理業者に対する立入検査)の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 6 (略)

(書類の經由)

第九十八条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、許可、認可又は承認に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

号及び第三号に係る部分に限る。)(廃業及び解散の認可)の規定による認可

三・四 (略)

(権限の行使)

第九十七条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、銀行法第二十四条第一項若しくは第二項(報告又は資料の提出)又は第二十五条第一項(銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(若しくは銀行法第二十五条第二項(立入検査)の規定により権限を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 6 (略)

(書類の經由)

第九十八条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する免許、認可又は承認に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、免許を受けずに金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第六条の免許を受けた者

三 第八十九条の三第一項の規定に違反して、許可を受けずに労働金庫代理業を行つた者

四 不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者

五 第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第百一条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六条第一項若しくは第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定によ

第百条 第六条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣の免許を受けていない金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者が金庫の事業を行つたときは、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の二 第九十五条第一項の規定若しくは第九十四条第一項において準用する銀行法（以下第百一条までにおいて「銀行法」という。）第二十六条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者又は銀行法第四条第四項の規定により付した条件に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

り付した条件に違反した者

第百条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 銀行法第十九条又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第百条の三 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項の規定若しくは銀行法第二十五条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

二の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四・五 (略)

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

四・五 (略)
(新設)

第百条の四 銀行法第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)又は

第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(金庫又は労働金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(新設)

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項

の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第百条の六 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （略）

二 第百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第百条の

四 二億円以下の罰金刑

三 第百条、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第三十九条の二第一項の規定に

第百条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 （略）

二 前条第一号から第三号まで 二億円以下の罰金刑

三 第百条又は前条第四号若しくは第五号 各本条の罰金刑

（新設）

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事、代理店（代理店が法人であるときは、その業務

よる監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は労働金庫代理業者（労働金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 （略）

十四 第五十六条第二項（第六十二条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の規定、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五〇二十三 （略）

二十四 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十五 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十六 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若

くは執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第三十九条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 （略）

十四 第五十六条第二項（第六十二条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十一条の規定、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十五〇二十三 （略）

二十四 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

（新設）

（新設）

2 (略) しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。	2 (略)
---	---------------------

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（信用協同組合） 第九条の八 （略） 2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。 一 十一 （略） 十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。） 十三 二十一 （略） 三 十一 （略）	（信用協同組合） 第九条の八 （略） 2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。 一 十一 （略） 十二 国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の指定する者の業務の代理 十三 二十一 （略） 三 十一 （略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（出資の金額） 第二条（略） 2 （略） （削る） （削る） （内閣総理大臣の認可） 第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 一 （略） （削る）	（出資の金額） 第二条（略） 2 （略） 3 信用協同組合等の出資の額及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の額の合計額は、外部負債の総額の百分の三以上でなければならない。 4 前項の「外部負債の総額」とは、貸借対照表の負債の部の総額及び繰越損の額の合計額から出資金、積立金（配当引当積立金以外の特定の目的のために積み立てられた積立金を除く。）及び繰越金の合計額を控除した額をいう。 （内閣総理大臣の認可） 第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。 二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二|
(略)

三|
(略)

同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。
。）のうち同号に規定する募集の取扱いの事業を行おうとするとき。

三| 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。

四| 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において、不特定かつ多数の者を相手方としてこれらの事業を行おうとするとき。

五| 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行おうとするとき（同法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）。

六| 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業を行おうとするとき（同法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）。

七| 中小企業等協同組合法第九条の九第五項の規定により同法第九条の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。

八| 業務の種類又は方法を変更しようとするとき（内閣府令で定め

(削る)

(削る)

(信用協同組合の子会社の範囲等)

第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。

以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの）の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

2ゝ7 (略)

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるものを行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

る場合に該当するときを除く。）。

2 信用協同組合等は、前項第四号の事業については、その内容及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

3 信用協同組合等は、第一項第五号の信託業務の種類及び方法を定めて、同項の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

(信用協同組合の子会社の範囲等)

第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。

以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

2ゝ7 (略)

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一五 (略)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会、その子会社(第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ ト (略)

七・八 (略)

二五 (略)

六 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

七 (略)

(銀行法の準用)

第六条 銀行法第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二から第十六

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一五 (略)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ ト (略)

七・八 (略)

二五 (略)

六 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

七 (略)

(銀行法の準用)

第六条 銀行法第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から

条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条第一項（利益準備金の積立て等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合（第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。）について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者（第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはなら

第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条第一項（利益準備金の積立て等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について準用する。

2 前項の場合において、銀行法第十九条第一項及び第二項中「中間

ない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用協同組合代理業の許可)

第六条の三 信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のため次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又

業務報告書及び業務報告書」とあるのは「業務報告書」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と、同法第五十七条の四第二項中「銀行、銀行持株会社その他の関係者」とあるのは「信用協同組合等（協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項（出資の金額）に規定する信用協同組合等をいう。）その他の関係者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用協同組合代理業者（第一項の許可を受けて信用協同組合代理業（前項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用協同組合（信用協同組合代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う信用協同組合等をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用協同組合の委託を受けた信用協同組合代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用協同組合代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第六条の四 前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）

第六条の五 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。

（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係

（新設）

（新設）